

議案第 35 号

目黒区立体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立体育施設条例の一部を改正する条例

目黒区立体育施設条例（昭和 49 年 3 月目黒区条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 1 中央体育館の項を次のように改める。

中央体育館	競技場	12,300円	15,400円	15,400円	18,400円	24,600円	30,700円	30,700円	36,900円
	トレーニングスタジオ	500円	0時～3時 600円	3時～6時 600円	6時～9時 700円	900円	0時～3時 1,200円	3時～6時 1,200円	6時～9時 1,400円
	第 1 格技場	1,900円	2,300円	2,300円	2,800円	3,700円	4,600円	4,600円	5,600円
	第 2 格技場	2,700円	3,400円	3,400円	4,100円	5,500円	6,800円	6,800円	8,200円
	弓道場	1,100円	1,400円	1,400円	1,800円	2,200円	2,900円	2,900円	3,500円
	エアリアル場	2,800円	3,500円	3,500円	4,200円	5,600円	7,000円	7,000円	8,300円

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区立体育施設条例別表第 4 の 1 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の利用について適用する。

（説明） 中央体育館にトレーニングスタジオを設置することに伴いその使用料を定めるとともに、競技場等の使用料の額の改定等を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区立体育施設条例（現行条例）抜粋

別表第4（第9条関係）

1 中央体育館、目黒区民センター体育館、駒場体育館、碑文谷体育館及び八雲体育館

利用区分 施設		区民団体が利用する場合の使用料				区民団体以外の者が利用する場合 の使用料			
		午前 (9時～ 12時)	午後1 (0時20 分～3時 20分)	午後2 (3時40 分～6時 40分)	夜間 (7時～ 10時)	午前 (9時～ 12時)	午後1 (0時20 分～3時 20分)	午後2 (3時40 分～6時 40分)	夜間 (7時～ 10時)
中央体 育館	競技場	12,400円	15,500円	15,500円	18,600円	24,800円	30,900円	30,900円	37,100円
	柔道場	1,600円	2,000円	2,000円	2,400円	3,200円	4,000円	4,000円	4,800円
	剣道場	2,600円	3,300円	3,300円	4,000円	5,300円	6,600円	6,600円	7,900円
	弓道場	1,100円	1,400円	1,400円	1,800円	2,200円	2,900円	2,900円	3,500円
	エアー ライフル場	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円	4,000円	5,100円	5,100円	6,100円
(省 略)									

(備考省略)